

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025 年 12 月 23 日

【発行者の名称】

t a n e C R E A T I V E 株式会社
(t a n e C R E A T I V E C O . , L T D .)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 榎 崇斗

【本店の所在の場所】

新潟県佐渡市中興乙 1427

【電話番号】

0259-67-7572 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 川名 洋平

【担当 J - A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

t a n e C R E A T I V E 株式会社
<https://tane-creative.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下「法」という）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報が有り、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期中	第12期	第13期
会計期間	自2025年4月1日 至2025年9月30日	自2023年4月1日 至2024年3月31日	自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高 (千円)	139,350	311,399	311,610
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△30,789	6,396	22,989
中間純損失 (△) 又は当期純利益 (千円)	△20,351	4,195	15,394
純資産額 (千円)	88,200	93,158	108,552
総資産額 (千円)	192,571	202,816	271,804
1株当たり純資産額 (円)	333.34	350.75	408.93
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間純損失 (△) 又は1株 当たり当期純利益 (円)	△76.92	15.95	58.18
潜在株式調整後1株当たり 中間 (当期) 純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	45.8	45.9	39.9
自己資本利益率 (%)	△20.7	5.5	15.3
株価収益率 (%)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△9,733	6,396	△11,184
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△11,358	△17,964	△8,921
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△50,196	47,527	41,290
現金及び現金同等物 の中間期末 (期末) 残高 (千円)	35,156	85,259	106,443
従業員数 (名)	28 (13)	30 (12)	31 (9)

- (注) 1. 当社は第14期中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、第12期及び第13期の中間財務諸表は作成しておりません。
2. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 当社は、2025年6月28日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり中間純損失 (△) 又は1株当たり当期純利益を算定しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間 (当期) 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 株価収益率は、第12期、第13期及び第14期中間期においては当社株式が非上場であったため記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を () 外数で記載しております。

9. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第13期の財務諸表については、フェイス監査法人の監査を受けておりますが、第12期の財務諸表については当該監査を受けておりません。また、第14期の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、フェイス監査法人の期中レビューを受けております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業について重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
28(13)	37歳9か月	4年3か月	3,097

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります
3. 当社の事業ドメインはセキュアなWebサイト制作並びにセキュリティ保守管理事業の提供として単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、エネルギーや原材料価格の高騰に伴う物価高の影響はあるものの、インバウンド需要の増加等により、製造業や観光関連を中心に緩やかな持ち直しを示しています。一方で、個人消費は力強さを欠き、中小企業は人件費の上昇もあって厳しい状況が続くなど、景気の先行きには不確実性が残されています。

Web アプリケーションの制作・開発、セキュリティ保守業界においては、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）投資が引き続き拡大していることに加え、セキュリティ事故や個人情報漏えいへの社会的関心の高まりから、市場は拡大傾向にあります。一方で、慢性的なエンジニア不足が外注費上昇と人材の獲得競争を招いている中、生成系 AI の進歩により、単純な Web アプリケーションの制作・開発業務については単価の低下が予想され、楽観視はできない状況です。

当社は、こうした事業環境のもと、当社が強みとするセキュリティ対策に加え、ユーザーインターフェース対策及びデザイン力の向上、運用サポート体制の強化に取り組みを続けてまいりました。その結果、Web サイト制作の受注に活用している国内最大級のビジネスマッチングプラットフォームにおいて、2025 年の顧客満足度等の表彰制度の部門最優秀賞を獲得するなど、品質への評価を着実に高めております。例年は、案件のローンチが増える事業年度後半にかけて伸びる傾向にある売上高も、当中間会計期間においては比較的順調に推移しました。一方で、請負契約による一部 Web サイト制作案件において、受注時の見積りを大きく上回る工数の改修が必要なが判明し、受注損失引当金 11 百万円を繰り入れたほか、リソース不足を補うための制作外注費が膨らみ、売上原価も増加しました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は 139 百万円となり、営業損失は 28 百万円、経常損失は 30 百万円、中間純損失は 20 百万円となりました。

なお、当社は、「セキュアな Web サイト制作並びにセキュリティ保守管理事業（以下「セキュアな Web 制作・保守事業」とします）」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。また、当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は 35 百万円(前事業年度末比 71 百万円減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果減少した資金は 9 百万円となりました。この主な要因は、売上債権の減少額 44 百万円により資金が増加した一方で、税引前中間純損失 30 百万円、棚卸資産の増加額 18 百万円、未払消費税等の減少額 6 百万円等により資金が減少したことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 11 百万円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出 10 百万円等により資金が減少したことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 50 百万円となりました。この要因は、長期借入金の返済による支出 50 百万円により資金が減少したことによります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、セキュアなWeb制作・保守事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

当中間会計期間の生産、受注及び販売の状況を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における受注状況を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
開発部(千円)	65,002	—
制作・運営部(千円)	58,409	—
合計	123,411	—

(注) 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため前年同期比は記載していません。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
開発部(千円)	40,614	—
制作・運営部(千円)	97,462	—
その他(千円)	1,273	—
合計(千円)	139,350	—

(注) 1. 当中間会計期間より中間財務諸表を作成しているため前年同期比は記載していません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	販売高(千円)	割合(%)
株式会社リライフ	25,673	18.4

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2025年9月5日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、当社株式の(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。

当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、フィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載

した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次の a ないし c の全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合

併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③ b の規定の適用を受ける場合を除く）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は、有価証券報告書等につき、特例及び法令等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大いだと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして扱う）。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰株式売渡請求による取得

特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱株式併合

甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を 1 株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑳その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2)財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は124百万円で、前事業年度末に比べ98百万円減少しております。現金及び預金の減少71百万円、売掛金の減少44百万円、仕掛品の増加18百万円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は68百万円で、前事業年度末に比べ19百万円増加しております。建物（純額）の増加4百万円、土地の増加5百万円、繰延税金資産の増加10百万円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は65百万円で、前事業年度末に比べ16百万円減少しております。この主な要因は、1年内返済予定の長期借入金の減少8百万円、未払法人税等の減少6百万円、未払消費税等の減少6百万円、買掛金の減少2百万円、受注損失引当金の増加11百万円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は39百万円で、前事業年度末に比べ42百万円減少しております。この要因は、長期借入金が増加したことによりあります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は88百万円で、前事業年度末に比べ20百万円減少しております。この要因は、中間純損失の計上による繰越利益剰余金が20百万円減少したことによりあります。

(3)経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1)業績」に記載の通りであります。

(4)キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2)重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,160,000	870,000	290,000	290,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,160,000	870,000	290,000	290,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年6月27日 (注)1.	普通株式 14 A種優先株式 △14	普通株式 1,450 A種優先株式 —	—	30,000	—	—
2025年6月28日 (注)2.	普通株式 288,550	普通株式 290,000	—	30,000	—	—

(注) 1. A種優先株式の廃止に伴う普通株式への変更による、普通株式の増加とA種優先株式の減少となっております。

2. 2025年6月13日開催の取締役会決議により、2025年6月28日付で普通株式1株を200株に分割しております。これにより株式数は288,550株増加し、290,000株となっております。

(6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の 総数に対する 所有株式数の 割合（%）
榎 崇斗	東京都品川区	192,000	72.56
榎 珠縁	東京都品川区	17,600	6.65
金子 佳史	新潟県佐渡市	14,000	5.29
廣瀬 俊三	新潟県佐渡市	10,000	3.78
地方創生新潟2号投資事業有限責任組合	新潟県新潟市中央区天神1-1	8,600	3.25
荒木 幸男	東京都新宿区	8,000	3.02
オープングループ株式会社	東京都港区西新橋3-3-1	5,800	2.19
金子 光吉	新潟県佐渡市	5,000	1.89
創発の蒼1号投資事業有限責任組合	神奈川県鎌倉市雪ノ下4-5-9	2,800	1.06
櫻澤 巧大	東京都大田区	800	0.30
計	—	264,600	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			—
議決権制限株式（自己株式等）			—
議決権制限株式（その他）			—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 25,400	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 264,600	2,646	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	290,000	—	—
総株主の議決権	—	2,646	—

- （注） 1. 2025年6月13日開催の取締役会決議により、2025年6月28日付で普通株式1株を200株に分割を行っており、発行済株式総数は290,000株となっております。
2. 2025年6月28日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

②【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数 に対する所有 株式数の割合 (%)
t a n e C R E A T I V E株式会社	新潟県佐渡市 中興乙1427	25,400	—	25,400	8.76
計	—	25,400	—	25,400	8.76

2【株価の推移】

当社株式は2025年10月10日に株式会社東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。が、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）においては非上場であったため、該当事項はありません。

3【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、第一種中間財務諸表であります。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）より中間財務諸表を作成しているため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、フェイス監査法人による期中レビューを受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (2025年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	106,443	35,156
売掛金	107,940	63,456
仕掛品	1,623	20,104
前払費用	5,880	2,607
その他	578	2,749
流動資産合計	222,466	124,074
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	12,737	16,878
構築物（純額）	624	598
車両運搬具（純額）	526	394
工具、器具及び備品（純額）	2,189	1,828
土地	8,700	14,347
有形固定資産合計	24,778	34,048
無形固定資産		
ソフトウェア	1,747	1,259
ソフトウェア仮勘定	17,651	17,757
無形固定資産合計	19,399	19,016
投資その他の資産		
長期前払費用	192	65
繰延税金資産	2,033	12,471
その他	2,934	2,895
投資その他の資産合計	5,160	15,432
固定資産合計	49,337	68,497
資産合計	271,804	192,571

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 3 月31日)	当中間会計期間 (2025年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	25,129	22,487
1年内返済予定の長期借入金	15,192	7,152
未払金	9,652	10,351
未払費用	11,117	10,252
未払法人税等	6,350	-
未払消費税等	7,250	387
前受金	1,299	263
預り金	2,230	1,855
賞与引当金	2,000	1,000
製品保証引当金	1,600	350
受注損失引当金	-	11,000
流動負債合計	81,823	65,098
固定負債		
長期借入金	81,428	39,272
固定負債合計	81,428	39,272
負債合計	163,251	104,370
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	33,503	33,503
資本剰余金合計	33,503	33,503
利益剰余金		
利益準備金	5,000	5,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	45,372	25,020
利益剰余金合計	50,372	30,020
自己株式	△5,323	△5,323
株主資本合計	108,552	88,200
純資産合計	108,552	88,200
負債純資産合計	271,804	192,571

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	139,350
売上原価	119,850
売上総利益	19,500
販売費及び一般管理費	※2 48,060
営業損失(△)	△28,560
営業外収益	
受取利息	54
助成金収入	400
受取賃料	630
その他	80
営業外収益合計	1,164
営業外費用	
支払利息	348
上場関連費用	3,000
その他	45
営業外費用合計	3,394
経常損失(△)	△30,789
税引前中間純損失(△)	△30,789
法人税等	△10,437
中間純損失(△)	△20,351

③【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△30,789
減価償却費	1,647
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,000
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△1,250
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	11,000
受取利息	△54
支払利息	348
助成金収入	△400
売上債権の増減額 (△は増加)	44,483
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△18,481
仕入債務の増減額 (△は減少)	△2,641
未払金の増減額 (△は減少)	1,560
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△6,863
その他	△1,048
小計	△3,488
利息及び配当金の受取額	54
利息の支払額	△348
助成金の受取額	400
法人税等の支払額	△6,350
営業活動によるキャッシュ・フロー	△9,733
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△10,333
無形固定資産の取得による支出	△967
敷金の差入による支出	△57
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,358
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△50,196
財務活動によるキャッシュ・フロー	△50,196
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△71,287
現金及び現金同等物の期首残高	106,443
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 35,156

【注記事項】

(中間財務諸表の作成に特有の会計処理の適用)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む会計年度の税引前当期純利益又は税引前当期純損失に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によって計算しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

	前事業年度 (2025年3月31日)	当中間会計期間 (2025年9月30日)
当座貸越極度額	100,000 千円	100,000 千円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000	100,000

(中間損益計算書関係)

1. 売上高の季節的変動

当社では、通常の営業形態として、受託業務の完了が下半期に集中する傾向があるため、上半期に比べ下半期の売上高が多くなる季節的変動があります。

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
役員報酬	14,940 千円
給料手当	6,700
賞与引当金繰入額	94
法定福利費	3,117
地代家賃	1,061
支払手数料	6,743
広告宣伝費	1,562
支払報酬料	5,818

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	35,156 千円
現金及び現金同等物	35,156

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自2025年4月1日至2025年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

当社は、「セキュアなWeb制作・保守事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、セキュアなWeb制作・保守事業を提供しております。

(単位：千円)

	セキュアなWeb制作・保守事業
	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
開発部担当	40,614
制作・運営部担当	97,462
その他	1,273
顧客との契約から生じる収益	139,350
その他の収益	—
外部顧客への売上高	139,350

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純損失 (△) (円)	△76.92
(算定上の基礎)	
中間純損失 (△) (千円)	△20,351
普通株式に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	△20,351
普通株式の期中平均株式数 (株)	264,600
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、全事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 当社は、2025年6月28日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり中間純損失を算定しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、事業の運転資金として、当座貸越契約に基づき株式会社第四北越銀行からの資金の借入を決議いたしました。

また、当該決議に基づき、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。

借入先	株式会社第四北越銀行
借入金額	32,000 千円
借入実行日	2025 年 12 月 11 日
借入期間	1 年
借入金利	変動金利
担保の有無	無担保

(自己株式の処分)

当社は、2025年12月11日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分を行うことについて決議し、処分価額を以下のとおり決定しております。

1. 第三者割当による自己株式の処分

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 15,000 株 |
| (2) 払込金額 | 1 株につき 2,450 円 |
| (3) 払込金額の総額 | 36,750,000 円 |
| (4) 処分先 | T P M株式会社 |
| (5) 払込期日 | 2025 年 12 月 26 日 |

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025 年 12 月 23 日

tane CREATIVE 株式会社

取締役会 御中

フェイス 監 査 法 人
東 京 都 渋 谷 区

指 定 社 員 公認会計士 中川 俊介
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 枝川 哲也
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている tane CREATIVE 株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 14 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、tane CREATIVE 株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的
手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に
公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて
限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に
関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財
務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、
適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継
続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において
中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸
表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を
表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証
拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる
可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業
会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連す
る注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎とな
る取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを
評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上